

山梨県内の記録保存のための埋蔵文化財発掘調査における 民間調査組織の利用に関する指針

平成 28 年 4 月 1 日
山梨県教育委員会

- 1 趣旨
- 2 定義
- 3 基本的な考え方
- 4 民間調査組織の利用範囲とその前提について
- 5 民間調査組織一覧表の作成と公開
- 6 民間調査組織利用の実際
- 7 市町村教育委員会による監理
- 8 民間調査組織による発掘調査への評価
- 9 その他

1 趣旨

この指針は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び「山梨県教育委員会埋蔵文化財事務取扱要項」（平成 19 年 4 月 1 日施行。以下「県埋文要項」という。）に基づき、山梨県内で行われる記録保存のための埋蔵文化財発掘調査に伴い、市町村において民間調査組織を利用する場合の取扱い及び指導に関し、必要な事項を示すことを目的とする。

なお、民間調査組織の利用に係る基本的な考え方については、「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」（平成 20 年 4 月 28 日付け 20 庁財第 36 号文化庁次長通知。以下「文化庁通知」という。）、「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について（報告）」（平成 26 年 10 月 31 日 埋蔵文化財調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会・文化庁）に準拠するものとする。

2 定義

- (1) この指針における「発掘調査」とは、①現地における発掘調査作業（以下「発掘作業」という。）、②調査記録と出土品の整理作業から報告書作成までの作業（以下「整理等作業」という。）を経て、③発掘調査報告書（以下「報告書」という。）の刊行に至る一連の作業すべてをいう。

- (2) この指針における「民間調査組織」とは、埋蔵文化財の発掘調査を目的に設立された株式会社、財団法人、NPO法人等の法人組織、他の事業目的のために設立された株式会社等の法人組織で埋蔵文化財の発掘調査を目的とする部門を有するもの、または発掘調査を事業として営む個人営業者等をいい、国及び地方公共団体が埋蔵文化財の発掘調査のために設立した公益又は一般法人及び遺跡調査会、大学機関等は除く。
- (3) この指針における「開発事業主体者」とは、当該する発掘調査の原因となる土木工事等の主体者であり、県教育委員会に法第93条、第94条の規定による届出及び通知を行い、指示及び勧告を受けた者をいう。

3 基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、その特性から特に地域に密着した歴史的遺産であることから適切に保護・活用されるべきものである。一方、その範囲・内容の解明には発掘調査が不可欠であるが、発掘調査はどのような目的で実施されようとも埋蔵文化財の解体や破壊を伴うものであるため、その実施にあたっては適切かつ十分な能力を備えた者が行う必要がある。また、発掘調査の成果は、行政施策に反映させるとともに、蓄積させることにより地域や住民のために有効に活用されるべきものである。よって、行政目的で行われる発掘調査は、可能な限り地方公共団体が主体となり、その責任において実施されることが今後とも基本である。特に埋蔵文化財保護のための行政判断根拠となる調査（分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査）は地方公共団体が主体となって実施される必要があり、地方公共団体以外の組織が主体となるべきものではない。しかしながら、現地に埋蔵文化財を保存できない場合の代替措置として行われる記録保存目的の発掘調査は、必要な情報収集を限られた期間と経費の中で行わなければならないものであり、地方公共団体による行政判断の結果を経た措置であるため、適切な調査能力のある地方公共団体以外の組織が地方公共団体の監理のもとに行うこともありえるものであり、そのような場合において、県教育委員会はこの指針に基づき指導するものとする。

4 民間調査組織の利用範囲とその前提について

(1) 利用の範囲

この指針の適用範囲は法第93条第2項の規定による指示及び法第94条第4項の勧告に基づいて行う、埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査に限定される。

(2) 利用の前提

この指針に基づき前項の範囲の発掘調査において、民間調査組織を利用することができるのは次の各号のすべてに該当する場合に限定される。

- ① 当該する埋蔵文化財包蔵地の所在市町村教育委員会に埋蔵文化財専門職員が配属され、発掘調査に対応できる体制があり、なおかつ民間調査組織の発掘調査を適切に監理することができる体制が整備されていること。

- ② 当該する埋蔵文化財包蔵地について、試掘調査等が実施され、発掘調査の必要な範囲・面積、深度、文化面数、出土が想定される遺構・遺物の時期・密度・数量などが事前に把握されていること。
- ③ 当該する埋蔵文化財包蔵地の所在市町村教育委員会の発掘調査体制では発掘調査が著しく遅滞し、または短期的な発掘調査の急増などの理由により現在の体制では調査の遅延等が予想されていること。

5 民間調査組織一覧表の作成と公開

(1) 事前の届出について

- ① 県内で発掘調査の実施を希望する民間調査組織は、各年度当初の決められた期日までに組織の概要、調査担当者名簿など調査組織の概要がわかる資料を県教育委員会に提出するものとし、書式を**様式 1-①～④**に定める。
 - ・調査組織の組織概要、資本金、従業員数、実績などがわかる資料
 - ・調査担当者の氏名・経歴・実績がわかる資料
- ② 県教育委員会は、民間調査組織から提出された資料をもとに組織の能力審査を行う。この際に必要に応じて組織からの実態聴取を行うことができる。
- ③ 県教育委員会は、調査組織の調査能力等に関する審査の結果、県内における発掘調査を実施する能力があると認められた民間調査組織を民間調査組織一覧表（以下、「一覧表」という。）に登載し公開する。この一覧表の内容については**様式 1-⑤**に定め、登載内容は市町村教育委員会及び一覧表に掲載された民間調査組織に通知するとともに公開する。
- ④ 事前の届出については、毎年度行うものとする。なお、一覧表に掲載された民間調査組織は、年度途中で組織の改編や調査担当者の異動があった場合にはすみやかに県教育委員会に届け出るものとする。届出を受けた県教育委員会は内容を検討し、審査を行い、適正な場合は一覧表を修正し、市町村教育委員会及び一覧表に掲載された民間調査組織に通知するとともに公開する。調査主体者又は発掘担当者として適格と認められなくなった場合は、県教育委員会は当該民間調査組織又は当該発掘担当者を一覧から削除するとともに、その旨を当該民間調査組織及び市町村の教育委員会に通知する。
- ⑤ 年度途中における一覧表への追加記載は原則としてしないこととするが、必要な場合には県教育委員会が適否を判断し、一覧表の修正を行うものとし、修正した場合には市町村教育委員会及び一覧表に掲載された民間調査組織に通知するとともに公開する。

(2) 民間調査組織の要件

① 調査主体者及び発掘担当者の要件

民間調査組織を利用する場合の調査主体者及び発掘担当者の要件については、「山梨県内の記録保存のための埋蔵文化財発掘調査に係る民間調査組織の利用における調査主体者及び発掘担当者の審査基準」（平成 28 年 4 月 1 日付け教学文第 721 号県

教育長通知。)によるものとし、県教育委員会はこの基準に基づき、当該する民間調査組織及び発掘担当者が県内で記録保存のための発掘調査を実施することが適切か否かを審査し判断する。なお、審査判断の結果によっては、当該する民間調査組織について、すべての時代、種類や地域の埋蔵文化財包蔵地の調査には適さず限定的な対応のみを認める場合がある。その場合には一覧表にその旨を記し、市町村教育委員会及び当該する民間調査組織に示すこととする。

② 発掘担当者の専従

発掘担当者は、原則として発掘調査の現地に常駐し、調査に専従するものとする。また、発掘調査途中における発掘担当者の交代は原則としては認めないが、当該市町村教育委員会が発掘調査の実施に支障がないと判断した場合や適切な調査実施のために発掘担当者の交代が必要と判断された場合にはこの限りではない。また、発掘調査担当者が複数の発掘現場（県内外を問わず）を兼務することは認めない。

③ 整理作業の取扱い

発掘調査は現地調査のみではなく、整理等作業や報告書刊行までを含むものであることから、それらは密接不可分な一連の作業として位置づけられるべきものであり、市町村教育委員会による監理の対象である。また、出土品や様々な調査記録が一括して当該地を離れることは好ましいことではない。よって、整理等作業は当該市町村内で実施されることが望ましく、少なくとも県内で実施されるべきである。よって、民間調査組織はその実行に努める必要がある。ただし、時間的あるいは経済的な効率性のために、整理作業等の一部を県外で実施することは想定される。その場合には場所及び期間を明確に限定すること、当該市町村の事前了解を得ることが必要である。なお、特に出土品については調査完了直後にはその所有権が確定していない場合があるため、文化財認定を経た上で県教育委員会に取り扱いについて確認する必要がある。

6 民間調査組織利用の実際

(1) 民間調査組織の利用までの流れ

① 試掘調査・発掘調査に関する開発事業主体者と市町村教育委員会の協議

法93条及び94条に基づく届出・通知を行い、試掘調査・発掘調査が県教育委員会から指示・勧告された場合、当該する埋蔵文化財包蔵地が所在する市町村教育委員会は、開発事業主体者と試掘調査・発掘調査の実施に向けた調整協議を行うものとする。

② 試掘調査結果等を踏まえた市町村教育委員会と県教育委員会の協議

試掘調査については、当該する市町村教育委員会が実施し、その結果（あるいは過去の周辺調査等の結果から判断し）、記録保存のための発掘調査を行う必要かつ民間調査組織の利用を検討する必要性が生じた場合には、市町村教育委員会は県教育委員会と利用の妥当性等について協議するものとする。なお、発掘調査については、原則として市町村教育委員会が調査主体となって実施することが望ましいが、この

指針に定めた民間調査組織利用の前提に合致し、開発事業主体者が希望する場合には、市町村教育委員会は県教育委員会と事前協議し、対応方針の合意を経たうえで、県教育委員会作成の一覧表により民間調査組織を開発事業主体者に提示する。

③ 市町村教育委員会は民間調査組織の一覧表の提示とともに、協議と発掘調査実施（委託契約）のために発掘調査仕様書（以下、「仕様書」という。**様式2**）を作成し、開発事業主体者に提示する。

④ 一覧表及び仕様書の提示を受けた開発事業主体者は、原則として一覧表に掲載された民間調査組織の中から調査の委託予定先を選択し、選択した委託予定先を当該する市町村教育委員会に連絡するものとする。連絡を受けた市町村教育委員会は調査規模と委託予定先の適合性などについて県教育委員会と協議し、利用の是非を判断する。

なお、開発事業主体者が一覧表に掲載されていない民間調査組織による調査実施を希望する場合には、開発事業主体者は市町村教育委員会を経由して県と協議し、必要な判断のための資料に基づき県教育委員会が適否を判断し通知する。

⑤ 県教育委員会と市町村教育委員会の判断により、民間調査組織の利用が適当と判断された場合、市町村教育委員会は開発事業主体者及び民間調査組織と具体的な発掘調査実施に向けた協議を行う。

⑥ 市町村教育委員会から仕様書の提示を受けた開発事業主体者は、これに基づき民間調査組織と契約を締結し、民間調査組織発掘調査計画書（以下、「計画書」という。**様式3**）を作成し、市町村教育委員会に提示する。

⑦ 計画書の提示を受けた市町村教育委員会はその内容が適切であるかどうかを確認し、適切か否かについて必要な指示事項（内容の是正等の指示・助言）とともに開発事業主体者と調整する。

⑧ 開発事業主体者及び民間調査組織が発掘調査の契約を締結する場合は、市町村教育委員会、開発事業主体者及び民間調査組織は、あらかじめ、当該の発掘調査に関する協定書を締結するものとする。協定書の内容は見本を参考としながら埋蔵文化財を適正に保護し保存することができるように三者により内容を調整するものとする。

ただし、市町村が事業主体となる場合は、当該市町村教育委員会と民間調査組織との二者による協定もありうる。

（2）調査仕様書の作成

① 準拠する基準等について

民間調査組織を利用する場合、当該する市町村教育委員会は、事前の試掘調査等の結果や調査履歴に基づき、当該する発掘調査に必要な範囲、方法等に関する調査仕様を決定する必要がある、その内容を仕様書にまとめることとする。なお、仕様書の作成にあたっては、県埋文要項及び「山梨県教育委員会出土品取扱要綱」（平成12年4月1日。以下「県出土品要項」という。）及び「山梨県埋蔵文化財発掘調査基準」（平成28年4月1日付け教学文第719号県教育長通知。以下「県調査基準」

という。)に準拠するものとする。また、調査経費については、「山梨県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準」(平成28年4月1日付け教学文第717号県教育長通知。以下「県調査基準」という。)に準拠するものとする。

② 仕様書の内容について

仕様書の主な内容は以下のとおりとする。

- ・発掘調査の原因となる開発事業について
- ・発掘調査の対象(遺跡名、所在地、調査対象面積、対象となる時代・面数・深度)
- ・調査の条件(特異な地形・地質条件等)
- ・検出が想定される主な遺構とその時代・規模
- ・想定される遺物の種類と数量等
- ・整理等作業対象
- ・発掘作業の方法
- ・整理等作業・報告書作成の方法
- ・発掘調査成果の公開(現地説明会、発掘調査報告書の作成)
- ・出土品や記録類の取扱い
- ・発掘調査に要する予定期間
- ・その他

(3) 計画書の作成

① 準拠する基準等について

県内で発掘調査を実施することとなった民間調査組織は、所在地の市町村教育委員会から提示された仕様書をもとに発掘調査の計画内容をまとめた計画書を作成するものとする。

なお、計画書の作成にあたっては、県埋文要項及び県出土品要項及び県調査基準に準拠するものとする。また、調査経費については、県調査基準に準拠するものとする。

② 計画書の内容について

計画書の主な内容は以下のとおりとする。

- ・遺跡名及び所在地
- ・発掘調査予定期間等
- ・発掘調査予定地の面積
- ・発掘調査実施の体制
- ・発掘調査の方法
- ・安全管理の方法
- ・添付資料(発掘調査地点や範囲がわかる図面、発掘調査工程表)
- ・その他

(4) 契約について

- ① 開発事業主体者及び民間調査組織の契約は、第三者を介さず直接行うこと。

② 開発事業主体者及び民間調査組織が発掘調査に関し締結する契約書には、協定書に基づく協議により契約の変更があり得ること等を明記する必要がある。

(5) 協定締結について

① 民間調査組織が発掘調査を行う場合、開発事業主体者との契約を取り交わす前に、市町村教育委員会を加えた三者で当該の発掘調査に関する協定書を締結するものとするが、その内容は以下の点に留意する必要がある。なお、協定書の記載内容については別紙に見本を示す（見本）。

② 協定締結にあたっての留意事項

ア 協定は、市町村教育委員会、開発事業主体者、民間調査組織の三者によって締結すること。

イ 協定書には市町村教育委員会の役割、権限や著作権などの帰属を明確にしておくこと。

ウ 発掘調査中に特に現地保存を要する重要な遺構等が発見された場合の取扱いを三者で協議できるようにしておくこと。

エ 発掘調査内容等の対外公表について、必要時には市町村教育委員会と開発事業主体者で協議できるようにしておくこと。

(6) 民間調査組織利用に伴う手続き

① 届出について

民間調査組織を利用する場合、民間調査組織は法第92条第1項及び県埋文要項に基づく届出を行うものとする。

② 届出の受理

県教育委員会が民間調査組織からの届出を受理するにあたっては、一覧表に記載されていることが前提となる。なお、この届出には適切な発掘調査が実施できるかを判断するための資料を添付する必要があるが、一覧表に記載されている民間調査組織が一覧表にあるとおりの内容で届け出る場合には資料添付は必要としない。ただし、県教育委員会が必要と判断した場合には、追加資料や補足資料を民間調査組織に求めることができる。この場合、民間調査組織は当該する市町村教育委員会を経由して提出しなければならない。

7 市町村教育委員会による監理

市町村教育委員会は、調査開始後もその発掘調査が正しい知識・技術等に基づいて、あらかじめ決められた調査仕様のおり適切に行われているかどうかを確認することが不可欠であり、適切な発掘調査が行われるよう現地調査から発掘調査報告書の刊行まで民間調査組織に対して適切な監理を行う必要がある。

(1) 監理の方法

遺跡は発掘調査の過程で解体されていくため、成果品として残るのは出土品と記録類だけであり、調査後の成果品のみによる確認ではそれが適正な調査であったかどうかの判断は困難である。したがって、調査中に現地において確認し、問題があればそ

の場で是正しなければならないので、作業状況を随時把握した上で、それに応じた指導を民間調査組織に行うことが不可欠である。

(2) 発掘作業における確認事項

発掘作業については、調査仕様の内容にしたがって必要な作業が適切に実施されているかどうか、現地で確認する必要がある。

発掘作業の実施と密接に関係する期間と経費については調査の実行上重要な事項であることから、調査の各工程の時間配分が適切であり、予定通り終了するかどうか、また、調査経費の執行状況と予算との関係を確認する。

現地確認については、調査開始時および調査終了時の他に、発掘調査では原則週2回程度、出土品整理等作業では原則週1回程度は実施する。

また、特に必要であると県教育委員会または市町村教育委員会が判断する場合には、県教育委員会も市町村教育委員会とともに現地確認を行うことができるものとする。

(3) 発掘調査終了の確認について

市町村教育委員会は、発掘調査の終了を確実に確認する必要がある。終了の確認は現地調査の終了段階、整理等作業の終了段階のそれぞれの段階において実施する。各段階の終了にあたって民間調査組織は文書で終了報告を行い、市町村教育委員会は終了確認の旨を文書で民間調査組織へ伝え、県教育委員会に報告するものとする。

8 民間調査組織による発掘調査への評価

(1) 評価の実施について

市町村教育委員会は、民間調査組織による発掘調査の終了後、当該する発掘調査が適切に実施されたか、今後の利用を検討するためにも発掘調査の内容等について事後の評価を行い、検証する必要がある。評価には「民間調査組織による発掘調査評価表(様式4)」を用い、当該する市町村教育委員会が行い、県教育委員会に報告するものとする。

なお、評価については、現地調査の終了段階と整理等作業の終了段階に行うものとし、発掘調査期間が複数年度に及ぶ場合には各年度毎に行うものとする。

また、同一年度内に同一の民間調査組織による発掘調査が複数件実施された場合には、各事業の評価を総合し、とりまとめて評価するものとする。

(2) 県教育委員会による評価について

市町村教育委員会からの評価の報告を受けた県教育委員会は、市町村教育委員会からの情報や実地検分結果などをもとに評価を行い、必要な場合には民間調査組織や当該市町村教育委員会に対して改善等の指導を行う。評価結果については、翌年度以降の民間調査組織の事前届出時の審査に反映させ、必要な場合には当該する民間調査組織に評価結果を開示し、改善を求める指導を行う場合もある。なお、改善を求める場合には改善計画の提出を求める場合もあり、その対応や内容によっては一覧表から当該する民間調査組織を除外することもある。

9 その他

(1) 指針に定めのないことについて

この指針に定めのないことについては、市町村教育委員会と協議の上で県教育委員会がこれを定める。

(2) 指針の改正について

この指針について、社会情勢の変化等によって内容等を見直す必要が生じた場合には、市町村教育委員会と協議の上で県教育委員会が改正を行うものとする。

附則 この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

山梨県内の記録保存のための埋蔵文化財発掘調査における民間調査組織の利用に関する指針に付随する様式一覧

◇様式 1 民間調査組織概要書等について

様式 1-① 民間調査組織概要書等の提出について

様式 1-② 民間調査組織概要書

様式 1-③ 民間調査組織 調査履歴一覧

様式 1-④ 民間調査組織 発掘担当者履歴書

様式 1-⑤ 民間調査組織一覧表

◇様式 2 発掘調査仕様書

◇様式 3 発掘調査計画書

◇様式 4 民間調査組織による発掘調査評価表

◇協定書例